

令和4年5月24日

ひので斎場使用者
葬儀業者各位

秋川流域斎場組合事務局

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬について

秋川流域斎場組合では、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬について下記の対応とさせていただきます。ご葬家様にはしのびがたい対応となつてしまい誠に恐縮ですが、感染拡大防止のため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 火葬の申込みができるのは、お亡くなりになった方が組織市町村住民（あきる野、日の出、奥多摩、檜原）である場合といたします。
- 予約の際には必ず「新型コロナウイルスによる火葬」とご連絡ください。
- 霊安室の受入れはできません。
- 予約枠は午後2時の最終枠を予約していただきますが、火葬執行時刻は他の火葬が全て終了してご遺族等が引き上げた後となります。概ね午後3時前後の受入れを目安としてください。
- 状況により午後2時の火葬枠にコロナ遺体火葬優先使用日を設定します。
- ご遺体は、全体を覆う非透過性納体袋に収納・密封して、納体袋の表面を消毒して棺に納める必要があります。
 - ・棺に入れる花等は必ず事前に棺に納めて搬送してください。
 - ・棺は目張り処理をしてください。その後は開けることはできません。
- 業務従事者は、防護服等を着用しての対応となります。
- 骨壺は予めご用意いただき、収骨は職員が行います。遺葬祭業者又は搬送業者へ引き渡します。なお、分骨や部収のご希望がある場合は、予めご相談ください。
- 感染予防のため、来場は業者様のみとし、ご葬家様等の来場はできません。
ただし、ご希望により別記、諸条件を誓約いただいた場合、収骨は可能といたしますので予めご相談ください。

※この取扱いについては、状況変化により変更する場合がありますのでご了承ください

☎ 秋川流域斎場組合 042-597-2131